

2026年 4月 1 日から

下水道使用料を 改定します

将来にわたって継続的に安定したサービスを
使用者の皆様へ提供できるよう、

2026年 4月 1 日から下水道使用料を改定します。

使用者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、
ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料改定の背景

公営企業である下水道事業では、事業運営に係る費用(汚水処理費)をその事業から得られる収入(下水道使用料)で賄う独立採算を原則としています。しかし、東浦町下水道事業では下水道使用料収入が不足し、赤字となる不足分は一般会計(税金)から補填されています。今後もこのような状態が続くと安定した経営が困難となるため、下水道使用料を改定することにしました。

公営企業会計
の詳細



下水道使用料の改定内容

1 か月・税抜き

区分		改定前	改定後
基本使用料		750円	950円
従量使用料 (1㎡あたり)	1～10㎡	0円	10円
	11～20㎡	85円	115円
	21～30㎡	95円	130円
	31～50㎡	105円	145円
	51～500㎡	120円	165円
501㎡		150円	205円

下水道使用料の目安

2 か月・税抜き

2 か月 使用水量 の目安(※)	10㎡	20㎡	40㎡	60㎡	100㎡
改定前	1,500円	1,500円	3,200円	5,100円	9,300円
改定後	2,000円	2,100円	4,400円	7,000円	12,800円

※水道料金と下水道使用料の請求は
2 か月に 1 回のため、2 か月分で算出しています。

改定後の下水道使用料の計算例

4 月と 5 月の 2 か月で

45㎡の水道水を使用した
場合の下水道使用料

下水道使用料は、水道
の使用水量を污水排出
量として算出

45㎡の使用水量を

4 月 23㎡と 5 月 22㎡
に分けて計算します。

2 か月分の使用水量 ÷ 2 →
端数が発生した場合は、
前月側に設定

4 月
基本使用料…950円
従量使用料(23㎡)…1,640円
0 から 10㎡ 10円×10㎡=100円
11㎡から 20㎡ 115円×10㎡=1,150円
21㎡から 30㎡ 130円×3㎡=390円
2,590円

5 月
基本使用料…950円
従量使用料(22㎡)…1,510円
0 から 10㎡ 10円×10㎡=100円
11㎡から 20㎡ 115円×10㎡=1,150円
21㎡から 30㎡ 130円×2㎡=260円
2,460円

4 月 2,590円 + 5 月 2,460円 + 消費税 505円 = 5,555円



新たな使用料は2026年 4月 1 日から適用します

使用期間(検針から検針の間)が2026年 4月 1 日をまたぐ場合、3月31日までは旧使用料、
4月 1 日からは新使用料で日割り計算をします。詳細は町ホームページをご覧ください。

4月 1 日

検針月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
偶数月 (森岡、緒川、緒川新田)	検針	旧使用料適用 使用期間	検針	新使用料適用 使用期間	検針
奇数月 (石浜、生路、藤江)	旧使用料適用 使用期間	検針	新使用料適用 使用期間	検針	新使用料適用 使用期間



下水道使用料
改定について